

保育士を目指す補助者を応援する施設の方へ♪

保育補助者雇上費貸付

沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター

H30年度
沖縄県内の
対象施設へ
ご案内！



▶▶▶保育士資格の新規取得者の確保や、保育士の離職防止を図る為、保育補助者の雇上げに必要な費用を貸付けることにより保育人材の確保を図ることを目的とした貸付制度です。

貸付金額

年額2,953,000円以内

無利子！貸付期間は3年が限度です！

例:) 2,953,000円を3年間借りる場合、

2,953,000円×3年＝総額8,859,000円が借入金となります。

※貸付決定後の増額や貸付期間の延長はできません。

返還免除

**当該保育補助者が
貸付期間中に保育士資格
を取得すると、貸付金が
全額返還免除！！**

免除要件詳細は裏面をご確認下さい

貸付対象要件

次の(1)(2)いずれかに該当する施設等。

(1) 次のア～オの施設等で、**新たに保育補助者の雇上げを行う施設。**

※平成30年4月1日以降の採用者を対象。

ア.保育所（地方公共団体が運営するものを除く）

イ.幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く）

ウ.小規模保育事業 エ.事業所内保育事業 オ.企業主導型保育事業

(2) **既に雇用している保育補助者を対象とする場合は**、上記(1)にあげた施設等であることに加え、**次のア～ウのどれか1つに該当していることが必要です。**

※平成30年3月31日以前から勤務している者。雇用年数不問。貸付期間起算日は平成30年4月1日とする。

ア.既に雇用している補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の保育補助者を雇用する計画がある施設等。

イ.貸付けを受けることにより、保育士の給与改善を図る等、保育士の処遇改善に取り組む施設等であり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。

ウ.貸付けを受けようとする施設等の保育士の平均勤続年数が11年以上であること。

保育補助者の要件

保育補助者は次の要件を全て満たす方を対象とします。

(1) 保育士資格取得を目指す方。

(2) 保育士養成施設に在学、又は子育て支援員研修等、保育に関する研修の受講経験があるか、それと同等以上であると本会会長が認める方。

貸付期間

当該貸付により保育補助者が施設等に保育士資格を持たずに保育補助者として勤務する期間を貸付期間とします。なお、施設等に勤務を開始した月から起算して3年を限度とします。ただし、平成30年3月31日以前から勤務している保育補助者は、平成30年4月1日を起算日とします。

※保育士資格を取得したときは、貸付終了となります。

返還免除の要件

当該保育補助者が沖縄県内の施設等(貸付を受けた当該施設)において保育の補助等に従事し、かつ、貸付期間中に保育士資格を取得したとき、又は当該貸付期間終了後1年の間に保育士資格の取得が見込まれるとき、貸付金の全額を返還免除するものとします。

返還

次のいずれかに該当する場合は当該事由が生じた日の翌月から返還となります。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 保育補助者が貸付期間中又は貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得することができなかったとき。
- (3) 虚偽の内容や不正な手段により貸付けを受けたとき。

申し込み方法

以下の申請書類等を揃えて、下記の『お問い合わせ・申し込み先』へ持参又は郵送にてご提出ください。

- (1) 保育補助者雇上費貸付申請書(第1号様式)
- (2) 申請者の登記事項証明書の原本
- (3) 申請者の前年度における決算書及び確定申告書提出時の収支内訳書の写し
(青色申告は損益計算書の写し)
- (4) 保育補助者の雇用契約書の写し
- (5) 保育補助者が子育て支援員研修等、保育に関する一定の研修を受講したことが確認できる書類
- (6) 保育補助者を新たに配置することによる保育士の勤務環境改善計画書(第2号様式)
- (7) 既に保育補助者を雇用している施設等における要件確認書(第3号様式)
※平成30年3月31日以前から雇用している保育補助者を対象とする場合
- (8) 所得証明書の原本(連帯保証人)
- (9) その他、本会会長が必要と認める書類

お問い合わせ・申し込み先

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
福祉人材研修センター(保育補助者雇上費貸付担当)

〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1(沖縄県総合福祉センター3階)
TEL ☎ : 098-882-5703 FAX : 098-886-8474

詳しい内容や各種様式は、沖縄県福祉人材研修センターのホームページにてご確認下さい♪

